

社会福祉法人ひめさゆり福社会理事長、役員及び 評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条及び第22条の規定に基づき、理事長、役員及び評議員の報酬の額と支給方法並びに費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 理事長の報酬は、職務のため出勤した際、日額3,000円とし、出勤した日数分を翌月25日に、指定の口座に振り込むものとする。

2 役員及び評議員が招集に応じ、若しくは会議に出席したときの報酬は、次により支給する。

(1) 評議員の報酬は、一回につき3,000円支給する。

(2) 理事の報酬は、一回につき3,000円支給する。但し、職員である場合は、これを支給しない。

(3) 監事の報酬は、一回につき3,000円支給する。但し、期末監査に関しては、その職務にあたり20,000円支給する。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員が招集に応じ、若しくは会議に出席したときの費用弁償は、一回につき2,000円とする。

2 役員及び評議員が職務のため出張したときは、費用弁償として理事長が別に定める旅費を、その都度支給する。

(委任)

第4条 この規程に定めのない事項は、理事長がその都度決定する。

附 則

この規程は公布の日から施行し、平成15年10月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。